

ID: 214

担当部署: 都市整備課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	高根沢町都市公園条例 第8条		
例規番号	昭和55年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 都市公園管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日